

おしらせばん

東北地方太平洋沖地震(東北関東大震災)の影響が現在も続いています。今回の「災害特別版」では、家屋などへの地震被害を証明する「り災証明」など、ソフト面での対策をお知らせします。該当されるかたは関係各課にご相談ください。

町では、完全復旧に向けた最善の努力を続けていきますので、町民の皆さまには大変ご迷惑をお掛けしますが、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

り災届について 総務課(役場2階 ☎53-2111)

災害に伴う家屋の損壊などの被害で、地震保険の請求などをするために町の「り災証明」が必要になるかたは、まずはじめに『り災届』を提出していただくようになりますので、総務課へお越しください。

り災証明書を発行するには、損壊状況の写真(1か所につき、左・右方向と全体の3枚)と明細の書かれた見積書の写しまたは明細の書かれた領収書の写しが必要になりますので、保管をお願いします。詳しくは、総務課へご相談ください。

水道漏水の減免制度について 上下水道課(役場1階 ☎53-2116)

災害に伴う水道漏水について、減免制度があります。詳しくは上下水道課にご相談ください。

医療費の一部負担金にかかる減免制度について 町民生活課(役場1階 ☎53-2114)

住家の全壊または半壊などの被害を受けたかたは、医療費の一部負担金にかかる減免制度があります。詳しくは町民生活課にご相談ください。

介護保険料の徴収猶予・減免制度について 健康福祉課(役場1階 ☎53-2115)

住家の全壊または半壊などの被害を受けたかたは、介護保険料の徴収猶予・減免制度があります。詳しくは健康福祉課にご相談ください。

農業災害対策資金(天災融資法)について 産業振興課(役場3階 ☎53-2659)

農業経営の維持管理及び生活の安定を図るための支援制度があります。詳しくは、産業振興課にご相談ください。

農地災害について(田、畑) 産業振興課(役場3階 ☎53-2659)

耕土の流出、土砂の流入、埋没や沈下、隆起やき裂により耕作の継続が著しく困難になった場合の支援制度があります。詳しくは、産業振興課にご相談ください。

商工業者被災相談窓口について 産業振興課(役場3階 ☎53-2659)

制度資金融資関係などについては、産業振興課または大河原町商工会(☎53-1260)にご相談ください。